

共産党要望項目一覧

平成26年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
1 憲法・平和・安全保障	
①憲法解釈の変更で日本を「戦争する国」に変える集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と、関連の法整備に反対すること。	集団的自衛権行使容認の閣議決定や関連する法整備については、国民の理解を大切にしながら、国政の場において十分な議論を行っていただきたい。
②自民党石破幹事長は、「国を守ることが意に反した奴隷的な苦役だ」というような国は、国家の名に値しない。徴兵制が奴隷的な苦役だとする議論にはどうしても賛成しかねる。（2002年5月23日憲法調査会・基本的人権保障に関する調査小委員会）」と発言しており、集団的自衛権容認の閣議決定のもとで、徴兵制復活の危険性がある。徴兵制復活につながる憲法18条の解釈変更の動きに留意し、反対すること。	憲法の解釈変更については、国民の理解を大切にしながら、国政の場において十分な議論を行っていただきたい。
③国民の知る権利を奪い、「戦争する国」へと国民を導く秘密保護法の具体化に反対すること。	具体化のための政令・運用基準等については、国において平成26年8月24日までパブリックコメントが実施されたところである。国民から提出された意見を十分勘案し、また、国民の知る権利等に配慮した内容となるよう国の責任でやっていただくものであり、反対することは考えていない。
④「愛国心おしつけ」の教育改革に反対すること。	教育基本法に規定された教育の目標において、今後の教育において重視すべき理念として、我が国と郷土を愛する態度を養うことなどが示されている。 このような観点から、現行の学習指導要領では、各教科等において、我が国や郷土の文化や伝統を受け止め、それを継承・発展させるための教育を行うこととされており、引き続き、指導要領に基づいた指導を行っていく。
⑤自衛隊美保基地へのC2輸送機配備計画の撤回について 自衛隊美保基地において、老朽化したC1輸送機の後続機としてC2輸送機の配備が予定されているが、現在C2輸送機の不具合によって配備が遅れている。そもそも、C2輸送機はC1輸送機に比べ航続距離も機体の大きさも4倍であり、防衛省はC2輸送機の配備は自衛隊美保基地の役割を変えるものではないとしているが、従来の専守防衛から海外での戦争参加・海外派遣へと位置づけを180度変えることになる。また、C2輸送機の不具合について、当初は「飛行に大	現在開発中のC2輸送機に発生した不具合に関しては、国は「重大な機体機能不全の状態」との見解を示してはならず、通常の飛行に影響を与えるものではないとの認識である。 住民への説明に関しては、知事が7月9日に防衛省に対し、住民に対して適時に十分かつ丁寧に説明を行うよう要請したところである。 C2輸送機の美保基地配備計画については、機種変更にあたり、自衛隊航空機の安全運航に万全を期すことなどを条件に変更を了承しているところであり、撤回を求めることは考えていない。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>きな影響を与えない範囲のもの」としていたが、現在では「重大な機体機能不全の状態」との見解に変わってきており、住民はだまされたような感じがしている。なぜ当初からそのように説明しなかったのかその理由、またC2輸送機の不具合の実態について、住民説明を求めること。また、こうした状況下でのC2輸送機配備計画の撤回を求めること。</p>	
<p>⑥米軍機とオスプレイの飛行・配備問題 ○米軍機オスプレイの配備が、沖縄県普天間基地、山口県岩国基地、神奈川県厚木基地へと拡大され、中四国防衛局から鳥取県に寄せられたオスプレイの発着情報が県のHPで公表されているが、オスプレイの移動や訓練による飛行が拡大している。鳥取県の上空を飛んでいる可能性もあるが、飛行ルートが明らかにされず不安である。飛行ルートの提供を改めて政府と米軍に求めること。</p>	<p>オスプレイの飛行ルートの提供については、知事が7月9日に防衛省に対し、飛行ルートをはじめとする訓練の具体的内容や安全性を含む運用に関する情報を、訓練の都度、事前に説明をするよう要請した。またこれを受け、防衛省も米軍に対して要望をしている。</p>
<p>○米軍機の騒音測定器設置の時期を明らかにすること。</p>	<p>米軍機の低空飛行に係る騒音測定器の設置については、知事が7月9日に防衛省を訪問し、住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器を設置し、実態の把握に当たるよう求めており、今後も引き続き要望していくこととしている。</p>
<p>○厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊59機の移転計画は、鳥取県での米軍機の飛行訓練を激増させることになるため、移転計画の撤回を求めること。</p>	<p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊59機の移転計画は、日米両政府間で合意された在日米軍再編計画によるものであることから、これらに関する要望等を行うことは考えていない。</p>
<p>2 ぐらしと経済</p>	
<p>(1) 税制</p>	
<p>①安倍総理が年内には決断するとしている消費税10%への増税に反対すること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない課題であること、また、来年10月からの消費税率引上げは、政府において、本年4月の消費税率引上げの景気への影響など経済情勢を見極めた上で適切な判断が下されるものと認識しており、消費税増税に反対するつもりはない。</p> <p>なお、本県では、国・民間団体と連携して消費税増税により想定される様々な悪影響を緩和し、県内経済・雇用の安定、持続的成長を図る上での対策を講ずるため、昨年12月に「消費増税対策本部」を設置し、国や県等が実施する施策の広報や相談対応等に取り組んでいる。</p>
<p>②大企業にばかり利益をもたらす法人税減税や、その穴埋めとして赤字の中小企業に増税となる外形標準</p>	<p>法人実効税率引下げを含む法人税改革は、日本の立地競争力の強化と企業の国際競争力強化の観点から実施されるものであり、企業の成長力は国内の雇用確保や賃金に直接繋がることから、改革の目</p>

要望項目	左に対する対応方針等
課税拡大に反対すること。	<p>的について異論は無い。ただし、交付税原資分を含めると約6割が地方の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念されるため、地方の歳入に影響を与えないよう外形標準課税の拡大や政策減税の抜本的な見直しによる課税ベースの拡大などの代替措置により、必要な地方財源の確保について併せて検討することを全国知事会等を通じて国へ要請している。</p> <p>なお、外形標準課税の拡大については、このたびの改革の目的である国際競争力の強化は主として大企業に関係することから、まずは大企業に対する外形標準課税の拡大を優先して検討すべきであり、地域経済や雇用を支える中小企業への対象拡大については慎重に検討するよう国へ要請している。</p>
③大企業向けの「研究開発減税」、「輸出戻し税」、富裕層向けの「有価証券税制」など、金持ち「優遇税制」を正し、財源を確保するよう国に求めること。	<p>法人税改革の一環として課税ベースの拡大が検討されており、研究開発税制を含む政策税制についても抜本的な見直しを行う方向性が示されていることから、今後の国の議論を注視したい。</p> <p>また、消費税の輸出免税制度（輸出戻し税）は、大企業向けの措置ではなく、国内において消費される財貨・サービスについて課される間接税の仕組みとして国際的慣行である国境税調整を行うものであることから、国に対して制度見直しを求めるつもりはない。</p> <p>なお、金融証券税制については、昨年末に優遇措置（軽減税率）が廃止されたところであり、今後の税制のあり方については、国の議論を注視したい。</p>
(2) 雇用・賃金・仕事おこし	
①「残業代ゼロ」の「時間でなく成果で評価される新たな労働時間制度」、「裁量労働制」拡大に反対すること。	<p>現在国において議論が行われているところであるが、新制度が長時間労働や賃金カットに悪用されないよう、国の監視の強化が求められると考える。国の今後の対応を注視していきたい。</p>
②「労働者派遣法」の拡大に反対し、派遣労働は限定的になるよう規制して正社員が当たり前となるよう抜本改正を求めること。	<p>現在国において議論が行われているところであるが、正規雇用の拡大を不当に阻害することがないよう、国の今後の対応を注視していきたい。</p>
③正規労働者を解雇自由にする「限定正社員制度」に反対すること。	<p>限定正社員制度に係る雇用ルールについては現在国において議論が行われているところであり、国の今後の対応を注視していきたい。</p>
④「ブラックバイト」が学生の間で問題となっている。実態調査を行い、企業に是正を求めること。	<p>中小企業労働相談所（みなくる）を県内3カ所に設置し、労働局と連携を図りながら労働・雇用に関する相談業務等を行っている。</p> <p>労働関係法令についての調査、指導は労働局の専権事項であるため、要望があったことについて労働局に伝え、必要に応じて労働局に協力していきたい。</p>
⑤鳥取県最低賃金審議会で鳥取県の最賃が664円から677円へ増額されたが、それでも月収10万円程度であり、ワーキングプアの賃金である。働く貧困層を無くすため、全国一律最低賃金1000円以上を求めること。	<p>最低賃金法に基づく最低賃金の決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であり、要望があったことについては労働局に伝えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥公契約条例</p> <p>○平成27年4月から県レベルでは全国初の公契約条例が奈良県でスタートする。奈良県では公共工事の請負や業務委託、公の施設の管理委託など様々な契約をするうえで、品質確保とともに、労働者の適正な労働条件や障害者の働きやすい環境を確保する、発注者として公の機関の責務として基本方針を定め、適用することになった。奈良県を参考に本県としても取り組みをすること。</p>	<p>公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などについての問題点があり、むしろ国が法律によって制度化すべきものであり、国で制度設計をきちんとしていただくことが適切と考えている。</p> <p>また、平成21年には県議会で公契約法の制定を国に求める意見書を採択された。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き国や他の地方自治体の動向を注視していきたい。</p> <p>なお、平成26年7月10日に、奈良県が都道府県で初めて公契約条例を公布したところであるが、これは公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めるものであり、野田市等の公契約条例のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものとは違うものである。</p>
<p>⑦住宅リフォーム助成制度</p> <p>○業者・住民・地域を活性化している住宅リフォーム助成制度は、2012年に比べ95自治体ふえ、秋田、山形、静岡、広島、佐賀県など5県をふくむ全国628自治体〔2013年度〕で実施（34.9%）されている。秋田県では県と市町村両方の制度をつかえるため、地域活性化の起爆剤といわれており、県の制度が市町村を後押ししている。県の担当者は「公共土木と比べても経済波及効果は大きく、すそ野が大きい」と政策の必要性を述べている。県産材を使用しない住まいるリフォーム助成拡充にも目を向け、住宅リフォーム助成の検討を進めること。</p>	<p>個人資産である住宅の建設や改修に対する助成については、景気対策だけではなく、環境対策や伝統技能の継承と言った複合的な政策テーマをもって行い、新築・リフォームの経済効果を県内の他の産業にも波及させることが必要と考えており、「とっとり住まいる支援事業」においても県産材や大工等を活用する住宅リフォームについて助成している。</p>
(3) 子ども子育て新制度	
<p>①実施時期の延長について</p> <p>○来年4月施行といいながら、公定価格や具体的内容の提示の遅れで、自治体や関係事業者の準備に困難がもたらされている。まだ施行日を定めた法令は定められておらず、また法実施に必要な財源としている消費税10%増税の見通しもたっていない。施行の実施延期を求めること。</p>	<p>新制度に関する国の制度設計（公定価格仮単価の提示、政省令・告示の改正、取扱通知等）の遅れが生じていることは事実であり、国に対し、新制度の実施に向けた財源の確保も含めて早期の対応を要望しているところであるが、県として国に実施延期等を求めることは考えていない。</p>
<p>②児童福祉法24条1項の扱いについて</p> <p>○市町村が保育所ではなく安易に認定こども園や他事業へ誘導することがないよう、「市町村の保育実施義務」を説明した、「地方自治体職員向けQ</p>	<p>保育が必要な児童に対する提供体制の確保策については、各市町村が、児童福祉法第24条第1項の規定を前提に、地域のニーズや実情を踏まえて計画すべきものであり、県で条例や計画等にそれらの記載をすることは考えていない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>&A」(2012年9月18日「子ども子育て関連3法説明会」内閣府等の資料)を市町村、「県子育て王国とっとり会議」、議会でくりかえし文章で徹底し、関連計画や県条例・規定の中にも記述すること。</p>	
<p>③施設型給付について</p>	
<p>保育所について</p>	
<p>○県の保育所認可条例の最低基準を引き上げること。鳥取県が補助事業で実施しているように、保育士配置は1歳児6:1を4.5:1に、3歳児20:1を15:1に改善すること。また同補助事業は新制度のもとでも継続し、市町村が取組む場合の県補助率を引き上げること。</p>	<p>単県の補助制度により、各施設や市町村がそれぞれの状況に応じて柔軟に職員配置が可能となるようにしている。引き続き、基準は国基準どおりとし、補助制度により職員配置の推進を行う。なお、子ども・子育て支援新制度においては、3歳児に対して職員を15:1の配置にした場合には、施設への給付額が加算される予定である。</p>
<p>○処遇の悪さから保育士が離職し、保育士不足が指摘され、新制度実施にも困難を来している。保育士の正規比率を80%にする数値目標を県が設定し、それにふさわしい処遇改善の補助制度を国に求め、県でも制度を創設すること。</p>	<p>保育士の処遇改善は、保育士確保のため重要なことである。県として数値目標を設定することは考えていないが、昨年度より「保育士等処遇改善臨時特例事業」で臨時的な改善策を講じており、新制度において安定的に実施され、より処遇改善がなされるよう、国に対してその裏付けとなる財源の確保を要望している。なお、県では1歳児及び3歳児の保育士配置特別事業において、正職員単価あるいは非正規職員単価の選択制を導入し、市町村と協調して保育士の処遇改善と正規雇用を促進している。</p>
<p>認定こども園について</p>	
<p>○1号認定(4時間)と2号認定(8時間または11時間)が混在すると、遠出ができなくなったり、午睡に影響がでると思われる。こどもの生活リズムの確立、多様な体験や集団的な育ちの場をつくるためには、こどもが共有できる一定の保育時間の保障が必要と思うがどうか。その実現のために、保護者や事業者の持ち出しでなく、県が給付費を補てんすること。</p>	<p>「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等において、多様な園児がいることを前提として、適正な教育及び保育を実施することが定められており、その徹底について、県と市町村で連携して指導していきたい。</p>
<p>○既存及び新規の幼保連携型認定こども園のすべての認定こども園認可条例において、保育所同様の保育士配置とすること。学級人数は30人以下とし行き届いた保育とすること(山口県では実施している)。給食の外部搬入や調理設備</p>	<p>職員の配置基準は、保育所と同様の基準とする予定である。学級人数は、年度による入園児数の変動もあるため現行の施設で対応できないといった意見もあり1クラス35人とするが、職員の配置は保育所と同様とする。給食の外部搬入については、アレルギー対応や子どもの体調、食育などに対応できるなど一定の要件を満たす場合に限り行うようにしている。調理設備の場合であっても、調理員を設置し、自園調理を行うことには変わりはないため、迅速な対応は十分に可能であり、</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>を容認せず、調理室必置として、アレルギーや子どもの体調、食育、離乳食など適切な食事が、安全に（やけど等子どもの事故防止のためにも）提供できるようにすること。これら実施を希望する園に対して人員配置や設備整備の支援制度を創設すること。</p>	<p>アレルギーや安全には十分に注意するよう求めている。 なお、調理業務の安心安全な実施を確保するため、市町村と連携して施設の指導にあたりたい。</p>
<p>○既存実施事業所も、園庭は代替え地不可とし、移行期間を設けること。</p>	<p>既存の施設においては、移行期間を設けても物理的に園庭を確保できない状況であり、代替え地を不可とすることは考えていない。</p>
<p>○認定子ども園にも引き続き保育士加配の補助制度を適用すること。</p>	<p>保育士の加配に係る補助は、認定子ども園についても引き続き実施する方向で検討したい。</p>
<p>○園舎の階数は、「特別な事情がある場合は3階以上も可」となっているが、災害発生時には危険であり、2階以下とすること。</p>	<p>3階以上とする場合は、保育所と同様に、耐火建築物であることに加え、壁の仕上げを不燃材料にすること、非常警報設備を設置することなど、一定の要件を設け、安全を確保することとしているため、2階以下とすることは考えていない。</p>
<p>○政府7月資料で、「都道府県で定める認定子ども園の数は、認定子ども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定する」、「都道府県計画で定める数は、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであるから、当該数は、少なくとも「供給量ー需要量」を上回る数を設定する必要がある」としている。認定子ども園だけこのような数値を設定することは、認定子ども園に誘導することになる。過剰な設置目標を設定しないこと。</p>	<p>今後、市町村においてニーズ調査を踏まえた市町村計画が策定されるものであり、県計画はその市町村計画を基に策定することになる。県計画における認定子ども園の数については、市町村や施設のニーズ等を踏まえ適正なものとしたい。</p>
<p>○こどもの障害等を理由とした入園拒否や、保育料の未納等を理由とした退園措置をさせないようルールを設定すること。何らかの理由で退園を余儀なくされた子どもを把握し、その後の保育の保障を市町村に求めるしくみを構築すること。</p>	<p>保育所への入園は、市町村が保護者の就労状況や家庭環境及び受入施設の状況等を総合的に判断して利用可能な施設に要請するものであり、児童福祉法第24条に規定されている「市町村の保育の実施義務」において、各市町村で子どもの保育を保障すべきものであることから、県として特段の対応をすることは考えていない。</p>
<p>○幼稚園型認定子ども園の場合、従来の無認可保育所部分の設置条件はどうなるのか。（届け出対象外施設？無認可？）</p>	<p>従来から無認可保育所部分の設置条件はなく、幼稚園型認定子ども園全体の設備及び運営の基準として、鳥取県認定子ども園に関する条例において保育所と同等の設備及び運営基準を規定しており、今後も変更はない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○認定こども園の開所時間は、入園希望のこどもが認定された保育時間と連動させる義務があるのか。連動しなければ行き場を失う子がでると思うがどうか。</p>	<p>開所時間は、認定された保育時間と連動させる義務はなく、施設が一律の時間帯を設定する。なお、認定時間を超える時間は、延長保育が行われる。</p>
<p>○現在認定こども園であるが、今後新制度にのらない園が、従前認定こども園に移行するために受けた補助金を返還させないよう国に求めること。（補助金をうけた当時は、新制度にのることを前提にしておらず、新制度の設置要件も公定価格も定まっていなかった。補助金返還を求めるべきではない。）また幼稚園の私学助成に比べて、新制度の交付金が低いとの声がある。交付金の引上げを国に求めること。</p>	<p>新制度に移行しない認定こども園に対する補助金の返還の有無について、現段階で国からは明確な方針は示されていないところであり、今後の動向を踏まえて対応を検討したい。 新制度の交付金については、8月に国に対して是正の要望を行ったところであり、今後の国の動向を踏まえた上で、引き続き、要望していきたい。</p>
<p>④地域型保育給付について</p>	
<p>小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、託児訪問型保育事業の各事業は、保育に欠ける子に対応するにも関わらず、保育所と違い、保育士資格がない職員配置を認め、園庭がなく、給食も外部搬入や調理室でなく調理施設でもよいとしている。保育に格差を持ち込み、子どもの安全を阻害するものであり、市町村に対して保育所並みの認可基準を求めること。（保育士が1/3でよいとする認可外施設は、子どもの死亡事故率が高くなっている。）</p>	<p>地域型保育事業の各事業に関し、有資格者以外の職員配置、園庭、給食については、一定の基準が設けられていることから、個別の事業者の状況などを踏まえ市町村が判断する内容であり、県として市町村に対して保育所並みの認可基準を求めることは考えていない。</p>
<p>○給食は自園調理を前提としながら外部搬入を認めているが、0～2歳未満児が対象であり、離乳食やアレルギー対応を外部搬入でどのように保障できると考えているのか。</p>	<p>搬入施設については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において「利用乳幼児の年齢及び発達段階、健康状態に応じた食事提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数、時機に適切に応じることができること」等といった基準が設けられており、これらの基準に基づいて、各市町村において適切に実施されるものと考えている。</p>
<p>○これらこどもの安全確保が心配されるため、事業実施者に対して、保育士等とは別に、管理責任者を配置すること。</p>	<p>管理者の設置については、各事業の公定価格において「管理者設置加算」が設けられている。配置については、市町村が判断するものと考えている。</p>
<p>小規模保育事業</p>	
<p>○0歳の寝ている子から歩き回る2歳まで、異年</p>	<p>乳児室とほふく室の区分けについては、個別の事業者の状況などを踏まえ市町村が判断する内容で</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>齢で19人まで保育することを考えると、複数スペースが必要である。市町村に提案し、その実現のための支援制度を創設すること。</p>	<p>あり、県として提案することは考えていない。</p>
<p>○国の基準ではビルの部屋での実施も可能であるが、保育所と同様で4階以上について屋外避難階段の必置規制がなく、災害時に危険である。2階以下とし、避難階段必置、耐震基準を設けること。鉄道高架下などとならないよう、騒音・振動に配慮した閑静な場所となるよう規制すること。</p>	<p>「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、3階以上に設ける場合、調理室の防火設備での区分け、床や壁の不燃材での仕上げ、火災警報装置の設置など一定の基準が設けられ、また「構造設備は、利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない」と示されており、これらに基づいて、各市町村において適切に実施されるものと考えている。</p>
<p>○連携施設は2019年度末までの経過措置となっているが、保育の質の確保や3歳児以降の保育（卒園後）を保障する観点から、経過措置を撤廃すること。</p>	<p>「連携施設に関する経過措置」は、「連携の確保が著しく困難であって、適切な支援が行うことができる」と市町村が認める場合」において適用されるものであるため、各市町村において適切に判断されるものと考えている。</p>
<p>居宅訪問型保育</p>	
<p>○夜間・深夜の1対1の保育が想定され、保育士資格のない職員が対応することとなり、子どもの安全確保が心配される。せめて保育士資格を義務付けること。</p>	<p>居宅訪問型保育については、職員資格については省令において「必要な研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」と示されており、市町村が個別の事業者の状況などを踏まえ判断される内容であるため、県として、全て有資格者を配置することを義務づけることは考えていない。</p>
<p>⑤子ども子育て支援事業</p>	
<p>13事業を5年間でどうするか「事業計画」に盛り込むことになっているが、都道府県が包括的に取り扱うため、事業によるアンバランスが生じる可能性がある。また、国・都道府県の財政負担は義務的でなく、時々財源の範囲内とされている。国に予算の増額を求め、市町村が希望する事業が実施可能となるだけの予算を県も確保すること。</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業の実施計画については、各市町村が地域のニーズや実情等を踏まえて策定するものであり、各市町村で個々の取組で差が出ることはあり得るが、各市町村が策定した計画どおり円滑に事業実施できるよう、県は必要な支援を検討する。併せて、国に対して必要な予算の確保を求めている。</p>
<p>「認定された保育時間を超えた時間」は延長保育とされ、「地域子ども子育て支援事業」の「延長保育」が適応されるが、以前はなかった「短時間保育」の認定によって、公定価格で保障されない延長保育枠が拡大する可能性がある。予算枠の十分な確保と、保護者負担の軽減を図ること。</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業である延長保育事業については、国からその詳細が明らかとなっていないが、市町村が適切に執行されるものと考えている。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
放課後児童クラブ	
<p>○高学年受け入れを可能とするためにも、現在入所できてない低学年がまずは入れるようにすることが必要である。県の施設整備支援制度を継続し、制度は受け入れ学年拡大の条件を撤廃すること。また建物だけでなく場所確保に対する支援制度も創設すること。</p>	<p>改正された児童福祉法第6条の3の規定により、放課後児童健全育成事業の対象児童が小学校6年生まで拡大された。</p> <p>各市町村では子ども子育て支援新制度の計画策定のためのニーズ調査を踏まえて対応策の検討を行っているところである。</p> <p>平成26年度の施設整備事業に対する県の嵩上げ支援については、新制度へスムーズに移行できるよう今年度に整備を行って受入れ児童の学年を拡大する場合に上乘せして支援を行うものであり、現時点では継続は考えていないので、来年度以降は通常の補助率（国1/3、県1/3、市町村1/3）で整備をしていただく。</p> <p>また、場所確保に対する支援制度については、必要性を含め市町村の意見を聞いてみたい。</p>
<p>○「放課後指導支援員」は支援の単位ごとに2人以上であるが、1名は補助員でも可としている。異年齢集団や発達障がい等への対応も考えると、2名とも「指導支援員」とすること。</p>	<p>各市町村では、放課後児童健全育成事業の基準等に係る条例制定に向けた準備を行っているところであり、各市町村において、国の基準に従って適切に規定されるものと考えている。</p>
<p>○「支援の単位」はおおむね40人以下となり、従来の70名で分割よりは改善されているが、それでもまだ多く、参酌基準に留まっている。30人以下となるよう市町村を支援すること。支援の単位は、部屋の分割の単位とすること。</p>	<p>各市町村では、放課後児童健全育成事業の基準等に係る条例制定に向けた準備を行っているところであり、各市町村において、国の基準、各市町村の施設の状況、放課後児童クラブに対するニーズに応じて支援の単位を規定されるものと考えている。</p>
<p>○「専用区画」は6年生まで対象としながら、1人1.65㎡は狭すぎる。静養区画、体を動かせる区画、トイレ、キッチンなど、遊びと生活にふさわしい区画基準とすること。</p>	<p>各市町村では、放課後児童健全育成事業の基準等に係る条例制定に向けた準備を行っているところであり、各市町村において、施設の状況や支援の単位に応じて必要な専用区画の整備がなされるものと考えている。</p>
<p>○「開所時間」の休業日8時間、休業日以外3時間は短すぎる。保育所並みに11時間保障すること。また従来の延長加算を継続すること。</p>	<p>各市町村では、放課後児童健全育成事業の基準等に係る条例制定に向けた準備を行っているところであり、各市町村において、放課後児童クラブに対する保育サービスのニーズにあった開所時間が設定されるものと考えている。</p>
<p>○鳥取市では実施主体が保護者会であり、支援員の雇用や安全に対して責任が負いきれない。多様な実施主体であっても、市町村が最終責任を負うことを明確にするよう求めること。</p>	<p>放課後児童クラブの運営を委託するかどうかは、各市町村の判断であり、事故の対応や損害賠償のあり方など市町村と受託者が適切な内容で委託契約されるものと考えている。</p>
病児保育について	
<p>○全体的に不足し、料金が高くなっている。箇所数を増やし、保育料軽減のための支援を拡大す</p>	<p>病児・病後児保育施設は、来年度から施行される子ども・子育て支援新制度の計画策定のため、現在、実施主体である各市町村において、「病児・病後児保育」のニーズ調査とそのニーズに対す</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
ること。	る対応策の検討を行っているところであり、本年度中に計画が完成する予定である。 各市町村が策定する計画や各市町村の要望なども踏まえた上で、来年度に向けて必要な支援について検討していきたい。
ファミリーサポートセンター	
○無資格者が対応しているが、ネットでのベビーシッターが問題になった。有資格者とする事。	ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と手助けをした人（提供会員）のネットワークを作り、地域の中で子育てについてお互いが納得し互いの理解のもとで助け合う組織であることから、県として提供会員を有資格者に限定することは考えていない。 なお、市町村では提供会員の登録を希望される者に講習を実施し、これを終了した者が提供会員として登録されることとされており、保育の質の向上に努めているところである。
⑥支給認定と利用手続き	
○10月から認定の申請受け付けが始まるが、保護者にはほとんど周知されておらず、業務も煩雑である。保護者への説明を徹底すること。対応する職員が増員できるよう国・県で支援すること。	新制度の施行に向けた支給認定等の手続きの変更点などについては、各市町村や各施設で保護者に対する説明会や案内を順次実施されており、県も要請に基づき市町村や各施設の説明会に職員を派遣しているところである。また、各市町村では広報紙やHP等を通じた周知も適宜実施しており、県も県政だより等を活用した広報も予定している。引き続き県と市町村で連携して保護者への周知に向けて取り組んでいく。
○国が、保育の必要度認定基準を保護者の労働時間としているため、障がい児や虐待児など特別に配慮を必要としている子が排除されることが懸念される。配慮の必要な子どもの優先入所を明示すること。	保育の必要性の認定については、国基準（子ども・子育て支援法施行規則）で「虐待やDVのおそれがある」特別な配慮が必要な子どもについても保育の必要性の認定の事由として追加されており、各市町村も国基準に基づいて、条例・規則等で定める予定である。 入所の優先順位付けについて保護者の労働時間だけでなく子どもの障がいの有無やひとり親家庭などの要素も各市町村の運用においてこれまでどおり当然に考慮されるものであることから、県として特段の対応をすることは考えていない。
⑦市町村の利用調整	
○保育所のみを希望する保護者に対し、他の施設・事業への申し込みを強要したり、申し込みしない場合に受け付けを拒否したりしないよう、市町村に徹底し、保護者にも拒否できることを徹底すること。	利用調整については、各市町村が保護者の就労状況や家庭環境及び受入施設の状況等を総合的に判断して決定するものであり、児童福祉法第24条に規定されている「市町村の保育の実施義務」において、各市町村で子どもの保育を保障すべきものであることから、県として特段の対応をすることは考えていない。
○「応諾義務」を課しても、直接契約の施設や事業の場合、「正当な理由」を理由に契約できない場合が想定される（保育料の未払い、障がい児、家庭的困難、被虐待児などに拒絶される可能性）。これらの子どもの保育を保障する手立てを講じる事。	

要望項目	左に対する対応方針等
○当分の間、2・3号の子どものすべての保育の利用について、市町村が利用の調整を行うとされているが、子どもが行き場を失うことがないよう、市町村の責任を明確にすること。	利用調整については、各市町村が保護者の就労状況や家庭環境及び受入施設の状況等を総合的に判断して決定するものであり、児童福祉法第24条に規定されている「市町村の保育の実施義務」において、各市町村で子どもの保育を保障すべきものであることから、県として特段の対応をすることは考えていない。
⑧財政・財源について	
○保育所等の施設整備の国庫補助金が廃止されたが、公定価格への加算措置だけでは、事業者まかせになるので、公定価格の加算措置以外に、交付金も創設するとしている。確実な制度創設と公立保育所も対象とするよう国に求めること。	私立保育所に対する施設整備費補助金については、新制度においても、改正児童福祉法に規定する施設整備補助金の仕組みは維持されることとされており、また、現在、安心こども基金で支援を行っている認定こども園に移行する際の施設整備費補助についても、国において来年度当初予算で検討を行う方針であることから、今後の国の動向を注視したい。 また、公立保育所の運営費及び施設整備費は、一般財源化により地方財政措置が講じられており、運営については、各市町村において判断されるものと考えている。
○7,000億円の財源確保は消費税10%をあてたり、それを待つ(2017年度以降)のではなく、直ちに財源確保するよう求めること。	新制度の実施に向けた財源の確保については、7月に国に要望したところであり、国の今後の動向を踏まえた上で、引き続き、要望していきたい。
○「給付費」制度は、用途制限がかけづらく、保育目的以外に公費が使われる可能性がある。用途を限定した保育士処遇改善の補助金制度の創設を国に求めること。	処遇改善等加算及び用途制限等のあり方については、国で現在検討中であることから、今後の議論を注視していく。
⑨公定価格(仮単価)について	
○人件費の積算基礎や人件費、管理費、事務費の内容と費目ごとの基礎単価を明示するよう求めること。人件費引上げに確実に使えるよう規制をかけるよう求めること。	現在示されている公定価格は、仮単価であり、各年度の予算編成過程において確定するものであること、また、基本額及び各種加算額や用途制限についても、現在、国で詳細を検討中であることから、現段階で国に対して個別項目について要望することは考えていない。
○職員の経験加算は、職場の平均年数でなく経験年数で加算するよう求めること。	
○仮単価は従来の1割増しとなっているが、実施は2015年度からでなく、消費税10%増税の2017年度からとなっている。直ちに仮単価を保障するよう求めること。	
○保育時間の差が単価に反映されていないので、保育時間に応じた単価額とするよう求めること。	
○公定価格の加算で、幼稚園にあるチーム保育加算が保育所になく、小規模保育にある障害児加算が	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>保育所にはない。各施設・事業に平等に加算するよう求めること。</p>	
<p>○3歳児以上の主食費は公定価格に組み入れるよう求めること。また県の独自支援も検討すること。</p>	
<p>○保育料徴収事務や入所選考事務はこれまでより事務量が増えるため、事務職員雇用費は常勤として基本分として組み入れるよう求めること。</p>	
<p>⑩保育料について</p>	
<p>○これまで自治体の努力で国基準より引き下げてきた。新設される国の保育料基準を更に引き下げるよう求めること。</p>	<p>国が定める保育所の保育料基準額は現行の保育料額を基礎として設定される予定であり、県として国へ基準額の更なる引き下げを求めることは考えていない。</p>
<p>○保育料以外に係る経費は、保育の平等性や保育を受ける権利を守るため、公定価格に入れるよう求めること。</p>	<p>幼稚園部分の公定価格の利用者負担額は、実費徴収を含めずに設計されており、上乗せ徴収についても、保護者の同意を得た上で行うものであり、各施設によって異なる。 また、保育所部分における実費徴収や上乗せ徴収の設定は、市町村が判断するものであることから、県として保育料以外に係る経費を公定価格に含めるよう求めることは考えていない。</p>
<p>○「国が定める基準を限度として市町村が定める」とされていますが、いまだ国の基準が定まっていない。また、国は「無償化を検討」としているが、その内容がわからないと県・市町村が保育料の設定や独自支援策が実施できない。来年度の園児募集ができないとの声がある。早期に提示するよう求めること。</p>	<p>新制度に関する国の制度設計（公定価格仮単価の提示、政省令・告示の改正、取扱通知等）の遅れが生じていることは事実であり、国に対し、新制度の実施に向けた財源の確保も含めて早期の対応を要望していく。</p>
<p>○鳥取県が実施している「中山間地域保育料無償化制度」への国の支援を求めること。また県は中山間地域の限定を撤廃すること。</p>	<p>「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業」は、特に過疎化・少子化・人口減少が待ったなしの中山間地域において、保育料の無料化等により「若者の移住定住」の促進などに挑戦する市町村に対して助成を行うものである。 保育料の軽減制度の在り方については、子ども・子育て支援新制度における利用者負担の動向を注視しながら、引き続き市町村と意見交換し、現在本県が実施している他の保育料軽減制度も含め、検証していきたい。</p>
<p>⑪市町村の確認制度（運営基準）について</p>	
<p>利用定員の設定について</p>	
<p>○幼保連携型認定こども園や、幼稚園型認定こども園は、従来の幼稚園部分は、幼稚園基準で人数割の交付金が入っていたが、新制度の給付費</p>	<p>認定こども園の公定価格については、国において、当初予算編成過程での是正の検討を行う旨が報道されているところである。 県も8月に国に対して是正の要望を行ったところであり、今後の国の動向を踏まえた上で、引き続き</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>では共通費部分が多くなり、人数が多い園は減額になる。従来より減額にならない手立てをとるよう求めること。</p>	<p>き、要望していきたい。</p>
<p>○保育所は、これまでの政府の対応で、定員120%の受け入れを行ってきたが、「恒常的な利用定員の超過」は交付金の減額対象となる。待機児童を増やすか、園が費用削減をがまんするかということになる。対応策を検討すること。</p>	<p>利用定員の設定や利用調整に関する事項については、今後、国において詳細な取扱通知が示される予定であり、それらを踏まえて、県としての対応を検討したい。</p>
<p>○利用定員は、認定区分ごとに定めるとするが、予想するのが難しい。利用定員と実際とに差が出た場合、事業所収入が減額にならない手立てを講じること。</p>	
<p>○市町村条例で定める、「定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考」はどうか。障がい児や配慮の必要な子の優先入所を定めるよう求めること。</p>	
<p>利用者負担徴収の実費徴収や上乗せ徴収は事実上の保育料の引上げになる。徴収を規制すること。</p>	<p>公定価格の利用者負担額は、実費徴収を含めずに設計されており、上乗せ徴収についても、保護者の同意を得た上で行うものであることから、県として規制することは考えていない。</p>
<p>地域型保育事業者にも法人格を求めること。</p>	<p>地域型保育事業は地域の状況を鑑みて市町村が認可するものであり、県として地域型保育事業者に法人格を求めることは考えていない。</p>
<p>⑫その他</p>	
<p>○育児休業給付金は100%支給となるよう国に求め、県も差額補てんをすること。</p>	<p>今年度から育児休業給付金の支給率が50%から67%に拡充され、県においては収入減を補助するために1%固定の低利融資制度を設けているところであり、国への給付率の引き上げ要望と県の差額補てんについては考えていない。</p>
<p>○鳥取県内では、障がい児のみを対象とした保育所は少ない。増設を「県・市町村計画」に反映させること。障がい児保育所での保育時間の延長、送迎サービス、夕方預かりが可能となるよう支援を充実させること。</p>	<p>障がいがあっても地域の保育所で地域の子どもたちと生活することより成長していくものと考えており、障がい児のみを対象とした保育所は考えていない。 なお、障がい児の通所施設について増設や時間延長等の要望は聞いていないが、今後、利用者の意見を聞いてみたい。</p>
<p>(4) 介護保険関係</p>	
<p>①小規模デイサービス存続のための経費保障と、防火対策の基準と費用助成。 鳥取県内の自治体は建築基準法上の用途変更（福</p>	<p>デイサービス施設に係る建築基準法での取り扱いについては、8月18日に倉吉市、8月19日に鳥取市で開催した「鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（案）説明会」の中で周知した。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>社施設等への)の確認をせずに、民家を活用した小規模デイサービス事業所を認可してきました。しかし、昨今の火災事故を受けて、鳥取市は、「用途変更とそれに基づく防火対策をしていない事業所は認可の更新をしない」（今は経過措置期間を設けると言っている）としています。しかし、防火対策には膨大な経費が必要であり、小規模デイサービス事業所には防火対策の助成制度もなく、事業所閉鎖に追い込まれる可能性があります。すでに事業が行われ、職員や利用者がある中で、深刻な事態です。最近の鳥取県の話では、国が求める小規模デイサービス事業所の防火対策は、当初は防火壁等を求めていましたが、現在はスプリンクラーでの対応でも可能とし、直近では避難経路確保で認可可能となる見込みとのことでしたが、国の対応の現状を関係者に周知すること。また何らかの防火対策をとるため、グループホーム等にあるような助成制度や無利子・低利の融資制度を創設すること。</p>	<p>なお、デイサービスの宿泊は、事業者の判断によりデイサービスに「お泊り」を付加しているものであり、助成制度、融資制度は考えていない。</p>
<p>②介護保険料が高いとの悲鳴があがっています。保険料軽減のため県が支援すること。</p>	<p>このたびの介護保険制度改正により、平成27年度から低所得者に対する介護保険料の軽減措置が設けられることとされており、軽減に要する費用の1/4を県が負担する予定である。（国1/2、市町村1/4、県1/4）</p>
<p>③要支援の介護保険の通所介護・訪問介護はずしの中 止について</p>	
<p>○保険料を払っているのに、介護保険の制度が使えないのはおかしいと声が出ています。要支援の方が従来通り保険の制度が使えるよう国に求めること。</p>	<p>要支援者に対する訪問介護、通所介護は、介護保険法改正に伴い市町村事業とされたのちも、介護保険財源で実施することとされている。 引き続き市町村事業として要支援者に対する施策が行われることから、国への要望は考えていない。</p>
<p>○国は市町村総合支援事業で従来通り専門サービスを受けることができるとしているが、予算確保がなければ実現しない。国に支援の増額を求め、県も増額を検討すること。</p>	<p>市町村事業に移行される時点で必要となる額は確保され、その後は、原則として後期高齢者の伸びに応じた費用枠内で取り組むこととされている。 やむを得ない事情がある場合は例外も考慮されることとされており、現時点で国に支援の増額を求めると及び県により増額することは考えていない。</p>
<p>④「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドライン案、要支援の通所介護・訪問介護の保険外しについて</p>	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>○国は「一律に専門サービスでない多様なサービスへの移行は強要しない」としているが、本人が専門サービスを受けたいという意思を表明できるルールを確立するよう求めること。</p>	<p>現在、国では、本人が「専門サービスを受けたい」という意向を示し、かつ専門サービスを利用できる要件に該当する場合は、専門サービスが利用できる方向で検討されている。</p>
<p>○従来、要支援者に認定されていたような人でも、要介護認定を受けなくて、「基本チェックリスト」で総合事業へ振り分けられることになるが、「基本チェックリスト」の内容を明らかにすること。国の老健局長が「ご本人が最初から要介護認定申請をしたいと申し出られれば、当然、その方の御意向を尊重して申請していただく」（衆議院厚労委員会5月9日）と答弁しているが、意向を尊重する方法を確立するよう求めること。</p>	<p>基本チェックリストの内容は、7月28日に開催された全国介護保険担当課長会議の中で明らかにされ、公表されている。</p> <p>より具体的な事務については、現在国において各保険者等からの質問等を整理・作業中であるが、本人が要介護認定を希望する場合は、認定を行う方向になると見込まれる。</p>
<p>○要支援認定された人であっても、介護予防ケアマネジメント（包括支援センターのケア会議）で、総合事業の中の専門サービスか多様なサービスかの選択がされるが、その基準を明確に示すこと。国の老健局長は「市町村のケアマネジメント、専門的な検討を行い、利用者の同意を得た上でその方のふさわしいサービス利用につなげていく」と発言しているが、「同意を得る方法」を確立するよう求めること。</p>	<p>新しい日常生活支援総合支援事業の具体的な運用に関しては、現在、国において検討中であり、その状況を見守りたい。</p>
<p>○自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントとはどのようなものか。（高齢者の自立といっても難しい。専門的に見守りながら支援するのと、支援そのものを受けさせないというのは、全然違ってくる。）</p>	<p>自立支援型のケアマネジメントは、本人ができないことに対し単純にサービスを当てはめるのではなく、本人の意向や心身の状況を踏まえて、自ら行うことを支援していくものである。</p> <p>地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを作成し、例えば、自らの調理が困難な状況となった場合に、配食により対応するだけではなく、料理の際に寄り添い、皮むきなど自らできない部分のみを手伝ったり、見守りしたりするような支援のあり方とされている。</p>
<p>○地域支援総合事業で専門サービスを保障する予算の拡大を。</p> <p>国は総合事業でも従来通りの専門サービスが受けられるというのが予算枠が確保されなければ実現不可能である。国は、75歳以上の高齢者の伸び率を勘案する予算枠としており、対象者は5～</p>	<p>住民主体で運営される地域サロン等で、費用を抑えつつ日中の居場所を確保していこうというのが法改正の趣旨であり、この方向を円滑に進むよう、研修や実践例の紹介等を通じて、市町村を支援していきたいと考えており、国に予算の増額を求めることは考えていない。</p> <p>また「やむを得ない事情」の具体的な要件については、7月28日に開催された全国介護保険担当課長会議の中で、公表されている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>6%伸びるのに、後期高齢者の伸び率の3～5%に抑えられ、必要な支援が受けられなくなる可能性がある。国に予算の増額を求め、県も増額を検討すること。また、国の設定上限をこえた場合、「やむを得ない事情」と見なされなければ自治体の持ち出しになる。この国が支援する条件である「やむを得ない事情」とは何かを明らかにさせ、内容を拡大させ、できるだけ国が責任をする方向でのほたらきかけをすること。</p>	
<p>○事業者への対応 専門サービスの利用減は事業所の存続にかかわるという声が出ている。総合事業の委託単価は現在の介護報酬以下とされ、また専門サービスと多様なサービスでは報酬単価に差ができて、専門サービスが低きに引きずられる可能性がある。「国基準を上回らない委託費」とされ、単価のガイドラインを示すとしていたがその内容を明らかにさせ、増額を求めること。</p>	<p>専門サービスに関する単価は、現在の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に準じた単価になるよう国で検討が行われているところであり、この結果を見守りたい。</p>
<p>○訪問型サービス・通所型サービスについて 多様なサービスのA・Bは、専門サービスよりも低い人員配置で、しかも専門の介護員でなくてもよいとしており、支援の専門性の低下と低賃金労働者を生み出すことになる。利用者の安全確保も難しい。低水準の多様なサービスの中止を求め、安全確保の手立てを検討すること。</p>	<p>NPO、有償ボランティア等様々な形態の団体や者が、要支援者の生活状況や身体状況に応じて様々な内容のサービスを行うことが可能となるため、現段階で、国に中止を求めることは考えていない。 なお、安全の確保については、今後の重要課題と認識しており、国の方針を注視していきたい。</p>
<p>○利用料が通常の介護保険の1割にとどまるかどうかかわからない。利用者負担増とならない手立てを講じること。</p>	<p>専門サービスに関する単価は、現在の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に準じた単価になるよう国で検討が行われているところであり、この結果を見守りたい。</p>
<p>⑤介護1・2の特養はずしの中止を</p>	
<p>○「やむを得ない事情」の場合は入所できるとしているが、「やむを得ない事情」とは何かを明らかにすること（これまでの説明では、①知的障害・精神障害を伴い地域での安定した生活を続けることが困難②家族等の虐待が深刻で心身の安全・安</p>	<p>7月28日に開催された全国介護保険担当課長会議の中で、案（以下）が明らかにされ、公表されている。 [勘案事項の案] ○認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>心の確保が不可欠③認知症高齢者で常時適切な見守り・介護が必要な場合としているが、「詳細はガイドライン」でとなっているが具体的な内容はどうか。「介護者不在や住宅がない方などの入所も今後検討する」としているが、入所要件に含まれることになっているのか明らかにすること（介護保険部会では「家族によるサポートが期待できないなども入所要件に該当する」としているが、答弁で田村大臣「一定の要件の中に含めることも含めて指針で示させていただく」とした）。</p>	<p>繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。 ○家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であるか否か。 ○単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態であるか否か。
<p>○特養ホームが不足している。建設費国庫補助の復活を求めること。</p>	<p>地域密着型サービスとして整備される定員29名以下の特養については、現在も国庫補助制度があり、また、これを超える規模のものについては、三位一体改革の際に税源を含め県に移譲されていることから、国庫補助金の復活を国に要望することは考えていない。</p>
<p>⑥一定所得以上の利用料の2割負担をやめること。 ○一定所得の基準の根拠が崩れ撤回されたままとなっている。施行の来年8月までに政令で定めるとしているがどうなっているか明らかにすること。また2割負担の導入の中止を求めること。</p>	<p>2割負担の基準、考え方については、今後国により整理、公表される予定であるが、一定以上の所得のある方に対し負担を求めるものであり、介護保険制度を持続可能なものとする観点から、方向性は妥当と考えており導入の中止を求めることは考えていない。</p>
<p>⑦補足給付の対象はずしをやめること。 ○1000万以上の預貯金や、新たに非課税年金（障害年金、遺族年金）を収入とみなし、施設入所で世代分離しても配偶者が課税されていれば、対象外としている。そもそも預貯金は所得とは無関係であり、預貯金の強制開示はプライバシーの侵害である。非課税年金を収入とみなすことは、最低生活を侵害することになる。中止を求めること。</p>	<p>補足給付は食費、居住費の負担が困難な者に対する給付であり、「一定額以上資産を持つ者について補足給付は不要」「非課税年金を収入と看做す」旨の制度改正は、資産や収入のある方に対し負担を求めることから、負担の公平性の観点から妥当性を欠くものではなく、中止を求めることは考えていない。</p>
<p>⑧医療介護法の介護保険改定の実施は来年4月からとされているが、市町村の準備が追いついていない。各市町村で施行日を定めれば、実施延期ができること聞いている。延期を求めること。</p>	<p>介護保険制度改正の施行は、来年4月に一斉に施行されるものではなく、改正内容により時期が異なる。 要支援者に関するサービス給付を市町村事業に移行する時期は、平成27年4月～平成29年4月の間で各保険者が主体的に判断されるものであり、県として市町村に延期を求めることは考えていない。</p>
<p>⑨介護労働者の処遇改善について ○離職率が高く人材不足が懸念される。全額国庫負</p>	<p>介護分野においても、医療介護確保総合推進法に基づく「新たな基金」が設置される予定であり、人材対策に活用出来るのではないかと考えている。今後示される規模や要件を注視しているところで</p>

要望項目	左に対する対応方針等
担の介護労働者処遇改善費用の設定を求めること。	あり、現時点で、介護職員に対する人件費補助を国に要望することは考えていない。
(5) 医療関係	
<p>①医療介護法での病床削減の中止とガイドラインについて</p> <p>10月には各病院が都道府県に病床機能報告書を提出し、都道府県が「地域医療ビジョン」を策定する予定である。これは、当初、各病院で協議して決めるとしていたのに、7月28日の説明では、厚労省が報告書を直接集計し、診療内容が分かるレセプト情報もセットで集約し、「再編計画」を上から押し付けることが明らかになった。従来の説明や法律の趣旨と違ってきており、中止を求めること。報告内容を医療法施行規則で9月上旬に定めるとしているが、その内容を明らかにすること。レセプト情報を集約するのは目的外使用となり問題である。中止を求めること。</p>	<p>平成26年7月28日に開催された「医療介護総合確保推進法等に関する全国会議」において、医療機関が報告する医療機能について、次のとおり説明がなされた。</p> <p>○今年度、医療機関は、以下の項目を、10月1日から10月末日までに報告すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 7月1日時点における病床機能 ② 6年後の病床機能の予定 ③ 具体的な医療の内容に関する項目 ④ 構造設備・人員配置等に関する項目 <p>○医療機関の具体的な報告方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記③について、7月審査分のレセプトデータから国が自動的に集計 ・①②④について、医療機関から、国が整備する全国共通サーバに送付 <p>地域医療ビジョンの策定にあたっては、将来の医療需要や病院からの報告などを活用するとともに、医療機関や学識経験者、市町村等の意見を十分に聞くこととしている。</p> <p>なお、医療機関から集計するデータについては、国から、病床機能報告制度及び地域医療構想の策定のために用いる旨を医療法において規定し、目的外には使用しない旨の説明を受けている。</p>
②国民健康保険について	
<p>○国保の都道府県単位の全医療費の共同事業について</p> <p>来年4月から実施されるが、国保財政が厳しいことを認識しながら、事業実施にあたり国庫負担割合を34%から32%に削減したのは誤りであり、都道府県単位の広域化の地ならしである。もともと財政が脆弱な県と市町村が医療費負担を助け合うだけでは根本的な解決にはつながらない。最低でも国庫負担割合を元にもどし、更に増やすよう求めること。この事業を通じて国保料が上がることはないよう市町村に働きかけること。また事業内容が各市町村で十分理解されているとはいえない。各市町村担当者を集めて改めて説明し、各市町村議会にも報告するよう求めること。県調整交付金の補填は中止せず継続すること。</p>	<p>平成24年4月5日に成立した国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成27年度から保険財政共同安定化事業の事業対象が拡大された。それに伴い、拠出超過となる市町村に対しての財政支援が行えるよう、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に増額し、国負担金は34%から32%に減額されたもので、全体での公費負担率は変わっていない。</p> <p>国に対しては毎年度、国庫負担の引上げなど、国民健康保険制度の構造的な問題への対応を要望している。本年度も7月9日に、持続可能な制度となるよう要望をした。改善されるよう今後も要望していく。</p> <p>保険料は、市町村において決定されるものであり、県として国保料が上がることはないよう市町村に働きかけることはしない。</p> <p>法改正を受けて、平成24年12月28日に鳥取県市町村国民健康保険広域化等支援方針を策定し、本県での対応を定めたが、支援方針の策定にあたっては、市町村との意見交換（4市と東・中・西部の代表町村による事務レベルの会議）、また、全市町村へのアンケートを行った上で、市町村長に法定の意見聴取を行っており、十分説明していると考えているが、今後も、円滑な制度導入のために必要に応じて説明していく。</p> <p>なお、現在、保険制度改革の議論がされているところであり、県財政調整交付金による補填のあり</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○都道府県単位の広域化の中止</p> <p>社会保障制度審議会医療保険部会の「医療健康保険の見直しについて」（中間整理）では、年末までをめどに結論を得て、必要な法案を27年度の通常国会への提出を目指すとしているが、国が掲げた「抜本的な財政基盤の強化を通じて国民健康保険が抱える財政上の構造問題の解決を図る」は、いまだ明確な方向性が出されていない。追加公費投入の財源について、後期高齢者支援金への全面総額報酬割りを導入した場合に生じる国費を活用するとも記されているが、協会けんぽから国保に付け替えるだけで、問題解決にはならない。この議論の中で、国の財源確保と拡大を改めて求めること。この前提条件が得られない限り都道府県単位の広域化はしないという知事の態度は絶対に変えず、中途半端な対応をしないこと。</p>	<p>方は、保険制度改革の状況を勘案し、市町村に意見を伺いながら検討していくこととなる。</p> <p>国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場(国保基盤強化協議会)では8月8日に議論の中間整理がされたが、今後、中間整理で示された論点についてもさらに議論を深めていく予定とされている。国保が抱える財政上の構造問題の解決を図ることが、今回の改革の前提条件であることを踏まえ、国が財政責任を果たすようしっかりと意見を言っていく。</p>
<p>○国保の短期保険者証の交付について</p> <p>滞納世帯での被保険者証の交付について、一定期間窓口で留保することはやむをえないとしているが、留保期間が長期間にならないようにと国は指導している。また資格証を発行する際に、18歳以下の子供がいる滞納世帯の場合は、6か月の短期保険証を無条件で発行することになっている。同じ滞納世帯であっても、大人も子供も健康と命の重さは同じである。命の平等を保障するため保険証を平等に発行するよう求めること。</p>	<p>被保険者資格証明書の交付は、国民健康保険制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付してもらうための仕組みとして必要と考えている。</p> <p>子ども（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある被保険者）については、その心身ともに健やかな育成に資するため、例外として、被保険者資格証明書を交付せず、短期被保険者証を交付することが法定されているものであり、被保険者資格証明書を発行すべき世帯全員に短期被保険者証を交付することを国に求めることは考えていない。</p> <p>市町村は、被保険者資格証明書の交付に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努力しており、県では、引き続き市町村に対し、被保険者資格証明書の交付に当たっては、世帯の家計の状況などを十分調査し、世帯の事情も勘案して適切に運用するよう助言していく。</p>
<p>○国保のペナルティー中止について</p> <p>県・市町村が条例をつくり、一部負担の割合を軽減する「医療費助成制度」をつくっているが、以前より、これに対して、国は医療費の増加を招くと、交付金を減額する措置をおこなっている。広域化の検討の中でも中止が議論されているが前に進んでいないため、改めて中止を強く求めるこ</p>	<p>特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度と認識している。</p> <p>このため、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すよう、従来から国に要望しているところであり、本年度も7月9日に要望を行った。</p> <p>また、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場(国保基盤強化協議会)でも、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直しをするよう強く主張してきているところであり、今後も見直しをするよう強く主張していく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
と。	
○国保料の滞納を理由に生命保険を崩すことや生命保険で貸付をうけることを鳥取市がすすめているが人権侵害である。中止するよう指導すること。	滞納整理は、負担の公平性の確保の観点から必要と考えており、国税徴収法基本通達では、差押債権者は生命保険契約の解約返戻金請求権の取立てができることとされている。法令の範囲内で適切に滞納整理を行うことは問題ないものと考えている。
③小児医療費無料化について これまでも助成制度が拡大されてきたが、「子育て王国」を標榜し推進する県として、無料化に踏み出すこと。	小児医療費については、平成23年12月29日に開催された「国と地方の協議の場」において、社会保障4分野の地方への配分が合意された中で、地方単独事業に整理されているが、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度を創設するよう、全国知事会をとおして、平成25年8月8日に国へ働きかけを行い、本県としては今年度も7月9日に国へ要望した。
④無料低額診療事業は院外薬局も対象にするよう求めること。 無料定額診療事業は公的保険制度が整う前からある古い制度ではあるが、低所得者が生活保護に接続するまでの命綱になっている。院内薬局は対象となるのに院外薬局は対象外であり、低所得者の治療の機会やその選択権を奪うことになる。院外薬局も支援の対象とするよう国に求めること。	無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備で不十分な昭和26年当時に導入された制度であることから、時代にそぐわない面もある。 その後、国民皆保険制度の成立や生活困窮者に対する保険料減免の仕組みなど、公的医療保険制度が充実してきた結果、当該事業によらなくても対応が可能となってきている。 そもそも当該制度は、国独自の制度であることから、低所得者に対する医療の支援策については、まずは、国において社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えており、院外処方における薬代を当該事業に含めることについて、国への要望は考えていない。
(6)生活保護について	
①夏期加算について 生活保護において、冬季加算や年末一時扶助があるが、夏期加算はない。いま、熱中症対策がどの世帯でも必要とされ、その対策として特に自宅でのエアコンによる室温調整の重要性が指摘されている。しかし、生活保護世帯は、劣悪な条件の住宅に住んでいる場合が多く、適切な対応をしないまま放置していることは、人権侵害である。夏は、春・秋と違い、外出時も含めこまめな水分補給やエアコン使用による電気代の出費の多さに対して、夏期加算の検討を国に求めること。	夏期加算の創設については平成24年度から継続して国に要望しており、平成26年度においても7月に要望済みである。 なお、7月25日には各福祉事務所に対して、熱中症警報等に留意し、生活保護受給者の体調管理に配慮するよう注意喚起を行っている。
②来年度の住宅扶助費の削減について 来年度には削減される予定と聞いているが、中止を求めること。	住宅扶助については、現在、国の社会保障審議会生活保護基準部会において、家賃額だけでなく住宅の質の両面で、一般低所得世帯における住宅の水準と均衡が図られているか検証中であり、削減ありきの議論ではないと認識している。
③自立支援プログラムについて 鳥取市では、ピックアップした生活保護世帯に対	鳥取市が実施している自立支援事業については、希望者が対象であり、参加の場合には申込書及び同意書が提出されると聞いているが、本人の意向を無視した支援や強要が行われていないか今年度の監査の際に確認する。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>し自立支援プログラムを作成し、対象者に働きかけがなされている。ある例では、本人には自立支援プログラムを組んだことを知らせないまま、市の担当者が対象者の病状を本人に知らせずに勝手に病院から情報を収集し、自立支援事業の委託先にいくことを進めた。行ってみると、その委託業者から、病状など聞かletakないことまで聞かれ嫌な思いをしたと聞いている。そして本人の意志だとしながら、次回面接やハローワークに行く日程などを強要されている。こうした本人の意思を無視したやり方をやめるよう指導すること。</p>	
<p>④高校生等奨学給付金の生活保護の収入認定について 鳥取県教育委員会の説明によれば、高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対して授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて支給されるのが趣旨とされており、給付のため返還の必要はないとされています。</p> <p>同趣旨をふまえ、7月11日付厚労省の都道府県通知では、「就学のために必要と認められる額」は、「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するとして、「生活保護の収入認定から除外する」とし、その周知徹底を福祉事務所に求めています。しかしこの通知の中の、「就学のために必要と認められる額」の扱いについて、福祉事務所の判断によって、狭められたり（例：修学旅行費や部活動費に限定）、保護者に領収書（証明）を求めたりして、給付が受けにくくなる（生活保護の収入認定とされる）可能性があり、「収入認定除外」の主旨が生かされない可能性があります。「給付金であり返還は求めません」と言いながら、「生活保護の収入認定される」ことは事実上の返還となります。「就学のために必要と認められる額」やその扱い（証明）については保護者に負担とならない形で行うこと。</p>	<p>就学のために必要と認められる額は、個々の世帯ごとに確認していく必要があるが、保護者に過度な負担を求めることがないように周知する。</p>
<p>⑤生活保護世帯の公営住宅の保証人について</p>	<p>県営住宅では、入居に当たり、家賃等の滞納のほか、入居者による迷惑行為（保管義務違反）への</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>必ずしも必要ではないはずだが、実際には保証人を求めている自治体が圧倒的である。国に確認し、県営住宅において、生活保護世帯に対し保証人を求めないようにすること。</p>	<p>対応の観点から連帯保証人を求めているところであり、県営住宅の健全な管理運営を行うためには、引き続き現行の取扱いを継続する必要がある。</p>
(7) 障がい児・者	
<p>①手話言語条例制定にふさわしい対応を 鳥取県が手話言語条例を制定したことにより、県民の意識が格段に高まり、手話を身近に感じる人口も確実に増えてきた。教育現場での手話が大きな力となっていると、ろうあ団体も評価されている。しかし、ろう学校の現場では、言語を身に着けた専門性の高い教員が不足していることに加え、手話のできない教員が、ろう学校に異動して、やっと子どもたちとコミュニケーションが取れるようになったところで、異動があると一からの出直しである。</p>	
<p>○専門性の高い教員養成をすること。</p>	<p>教職員の手話技術の向上を図るため、教職員向けの手話講座の開催回数を増やしたり、聴覚障がいに関する研修会を実施することにより、教職員の専門性を高める取組を行っている。</p>
<p>○一般教員の人事異動に際してろう学校等は特別な配慮をすること。</p>	<p>人事異動については、これまでも教員の専門性の維持向上に可能な限り配慮して行ってきており、今後も同様の考え方で実施していく。</p>
<p>②他県からの転入に際しては、住民票の転入手続きの際は福祉サービスにもれないよう障がい手帳の有無についても窓口で聞き取りをする、書類に手帳の有無の欄を設けるよう市町村を指導すること。</p>	<p>障害福祉サービスの支給決定を受けている障がい者等が市町村の区域を越えて居住地変更（転出・転入）する場合には、当事者等に対して手続き等の説明を行うほか、市町村間で情報提供するよう事務処理要領により示されているところであり、県においては、市町村が適切に対応するよう実地調査等を通じて助言していく。 また、平成26年7月から8月に実施した市町村との意見交換会において、市町村の窓口においては、申出のあった手続きだけでなく、関連する手続き等についても丁寧な説明をしていただくよう依頼した。</p>
<p>③障がい者の最低賃金保障を 障がい者を雇用する場合、最低賃金の適用除外制度が用いられることが多いが、障がい者の収入が保障されず、結果的に自立を阻害することとなっている。大阪府箕面市では最低賃金まで賃金を保障する制度をつくっているが、鳥取県でも実施すること。</p>	<p>箕面市では箕面市障害者事業団が、障がい者の福祉的就労と一般就労との中間的な就労の促進を目的に、要件（職業的重度障害者が4人以上かつ3割以上など）に該当する事業所に対し、障がい者への支払賃金の4分の3の賃金補填を行っている。 本県では、障がい者のニーズを踏まえ一般就労拡大に取り組んでいるところであり、中間的就労への賃金補填を実施する考えは無い。</p>
<p>④精神障がい者</p>	<p>障がい者に係る特別医療費助成制度は、身体、知的、精神それぞれの重度障がいの方を対象として</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○精神障がいとは2級であっても病状が悪化し認定された級以上に状態が悪くなるが多々あり、仕事に困難で収入が確保されなくなる。また治療によって車の運転が困難であるが、バスなどの交通費助成は対象外となっている。奈良県で実施しているように、県特別医療助成の対象に精神障害2級を加え、安心して治療が受けられるようにすること。バス代助成を行うこと。</p>	<p>創設したものであるが、現在市町村が単独で実施する医療費助成制度も考慮すれば、重度障がい以外の方へも一定の支援が行われているため、助成対象範囲の拡大は考えていない。</p> <p>また、バス代助成など交通費支援制度の充実については、まずは民間事業者や市町村において検討していただくべきであり、県において交通費助成制度を設けることは考えていない。</p>
<p>⑤成年後見支援センター</p> <p>○成年後見支援センターでは、親亡き後の障がい者などの生活について相談が増えており、支援体制を充実させるため、センター委託費を増額すること。</p>	<p>認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が増大していく中で、センターの役割は重要であると認識している。</p> <p>支援の拡充については、市町村社協を主体とした地域密着型の権利擁護体制の確立及び県全体を見据えた総合的な体制整備の構築と併せて検討したい。</p>
<p>(7) 原発問題</p> <p>○鹿児島県川内原発が新規規制基準に基づく「適合性審査」を通過したが、規制委員会が言うように審査基準そのものが100%安全性を確保したのではなく、再稼働の条件はない。こうした状況の中、同様に審査されている島根原発でも再稼働の是非が問われることになる。審査結果の適否に関わらず、鳥取県民の絶対安全が確保されない島根原発再稼働に反対すること。老朽化した1号機と安全が担保できない2号機の廃炉を求めること。3号機の稼働中止を求めること。</p>	<p>原子力発電所の取扱いについては、国全体のエネルギー政策に関わる事項であり、国において適切に判断し、説明責任を果たすことが必要である。</p> <p>国に対しては、新規規制基準の適合性確認審査については、宍道断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、島根原子力発電所2号機に係るフィルタベント等シビアアクシデント対策、1号機に係る高経年化や40年運転制限の原則を考慮した安全対策の確保、事故時における組織としての危機対応力などの新規規制基準の適合性確認審査を厳正に行うこと、また、その結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へ丁寧かつ十分に説明を行うことを要望している。</p> <p>再稼働等についても、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、その意見を踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明し理解を得ることを強く要望している。</p> <p>※平成26年7月9・28日、4月14日、1月14日、平成25年12月18日・19日ほか 国要望</p> <p>中国電力に対しては、再稼働・稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応することを要望している。</p>
<p>(8) 産廃問題</p> <p>○産業廃棄物の適正処理と都道府県関与について</p> <p>産業廃棄物処理法では第11条1項で事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている。事業者責任の理由はOECDによって提唱され世界的に確立した「汚染者負担の原則」(PPP)ですが、国はこの間、産廃処理の公共関与を</p>	<p>本県のリサイクル率は、全国平均(H23年度:52.5%)と比較して75%前後と高いレベルで推移しており、さらに、多量排出事業者等に対するきめ細かな助言等を進めるとともにリサイクル新技術・製品開発への支援等を通じてリサイクル産業の振興を図り、一層の減量・リサイクルを推進している。</p> <p>しかしながら、廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進していてもリサイクルに適さない廃棄物は残ることから、産業廃棄物管理型最終処分場は零細な中小企業者等を含む県内の産業活動の振興と恵まれた環境を保全する上で必要不可欠な施設であるが、この施設を整備するにあたっては地域住民の</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>推奨してきた。鳥取県では現在、民間事業者の管理型産業廃棄物処分場建設に対し、第3セクターの鳥取県環境管理事業センターを通じてその建設費(および環境アセス費、埋蔵文化財調査)の2/3、高度水処理施設維持管理費1/2を支出する計画を実施中である。またセンターが「公共関与」して民間管理棟の一部を借りて、搬入物のチェックをするがこの運営費も県の予算である。本来、産業廃棄物の適正処理の監視役となるべき県が、「推進と抑制」をすることは産業廃棄物の発生抑制につながらず、環境汚染の発生など懸念がある。事業者責任と県の役割についてどう考えているのか。また建設されても料金の安い処理業者に自由に搬入できるいわば市場任せであることから、事業継続にも懸念がある。このような事業への税金投入は地方財政法にも反する。建設計画を撤回すること。</p>	<p>不安を解消するため法令の基準以上の施設整備が求められるなど民間だけでは整備することが困難な現状である。</p> <p>このような中、県としては県内産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務を有しており、この処分場の県内整備について地域住民の安全安心が確保できるよう一定程度関与する一方、専門家等で構成する廃棄物審議会の意見も聴き厳正に審査し、指導していくこととしている。</p> <p>なお、処分場の整備運営に対する支援について、県予算の計上、執行にあたっては、予算編成の過程で適正単価であるかなどをチェックして必要な補助金の算定と予算計上を行い、県議会の審議、議決をいただいた上で、適正に補助金を執行していくこととしている。</p>
<p>(9) 干拓虫問題 ○米子市など鳥取県内では干拓虫が発生し、網戸の網の目を潜り抜けて、家の中に入り、被害がでている。対策を検討すること。</p>	<p>米子市内で確認されているヌカカ(干拓虫)の対策については、ヌカカの専門家に関する情報を米子市に提供するなどの協力を行っているところである。今後、被害状況の聞き取り調査を合同で行うなど、米子市と連携して対策を検討していく。</p>
<p>(10) 中海問題 ○中海淡水干拓事業の中止に伴い、中海の環境回復のため、築かれた2堤防の開削が議論され、森山堤防が60メートル開削された。この対応で、環境修復がはかられなかった場合は、大海崎堤防の開削を検討することが鳥取・島根両県知事の合意となってきた。森山堤防一部開削では環境回復がなされていないため、大海崎堤防を、国の責任において開削することについてどうか。中海会議は、国交省・農水省も構成員となっており、当事者として対応の責任があると思うがどうか。</p>	<p>鳥取県、島根県、国土交通省は、連携して中海の水質モニタリングを実施しているが、現時点では、中海全域の水質に何らかの継続的な変化が生じていることは確認されていない。</p> <p>したがって、今後とも、必要に応じて専門家の助言を頂きながら、水質モニタリングをしっかりと継続していくことが重要と考えている。</p> <p>また、国に対しても水質の改善について、引き続き強く求めていきたい。</p>
<p>(11) 小中学校にクーラー設置を ○小中学校のクーラー設置は、特別な財政支援制度もなく各自治体の努力にゆだねられている。しかし、</p>	<p>小中学校の施設整備については、学校を設置する各市町村において行うべきであり、県の助成制度を設けることは考えていない。</p> <p>なお、小中学校のクーラー設置については、国において助成制度が設けられており、学校を設置す</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>昨今の異常気象による暑さで、体調を壊している子どもも少なくない。熱中症対策が指摘される中、国にクーラー設置助成を求め、県の助成制度をつくること。</p>	<p>る各市町村においてその制度を活用して整備していただきたい。 (国の助成制度の概要) ・学校施設環境改善交付金事業（大規模改造） ・補助率 1／3</p>
<p>(12) 県道河原インター線の交差点の横断歩道・押しボタン式信号機・道路面標識設置について ○県道河原インター線と市道福和田一徳吉線の交差点は通学路であり、農作業する約4割の住民がこの道を横断している。集落から押しボタン式信号機や横断歩道の設置を求める要望がでていますが、智頭署は利用者が少ないことや、すぐ近くに信号機があることを理由にして断っている。しかしこどもや住民にしてみれば、交差点を渡るしかなく、人数など外的要因を理由にするのではなく、こどもや住民を守ることを第一に考えて、要望にこたえること。</p>	<p>押しボタン式信号機の設置要望箇所については、引き続き現地の交通状況等を見ながら必要性を検討する。 また、道路面標識設置については、地元からの要望を受け、交差点の注意喚起のため、平成26年3月に交差点標識及び路面標示を設置したところである。</p>